## 令和5年

# 第4回柳泉園組合議会定例会会議録

令和5年11月22日開会

柳泉園組合議会

## 令和5年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

| ○議事日程 ···································· | 1   |
|--|-----|
| ○出席議員                                      | 1   |
| ○関係者の出席                                    | 1   |
| ○事務局・書記の出席                                 | 1   |
| ○開 会                                       | 2   |
| ・会期の決定                                     | 2   |
| ・会議録署名議員の指名                                | 3   |
| ・諸般の報告 ······                              | 3   |
| · 行政報告 ······                              | 4   |
| ·議案第22号(上程、説明、質疑、討論、採決)                    | 1 6 |
| ・令和5年度柳泉園組合行政視察(案)について                     | 3 6 |
| ○閉 会                                       | 3 7 |

## 令和5年第4回

#### 柳泉園組合議会定例会会議録

\_\_\_\_\_

## 令和5年11月22日 開会

\_\_\_\_\_

## 議事日程

- 1. 会期の決定
- 2. 会議録署名議員の指名
- 3. 諸般の報告
- 4. 行政報告
- 5. 議案第22号 令和4年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
- 6. 令和5年度柳泉園組合行政視察(案)について

## 1 出席議員

1番 当 麻 一 哉 2番 髙 橋 和 義

3番 北 村 龍 太 4番 中 村 すぐる

5番 鈴 木 ゆうま 6番 坂 井 かずひこ

7番 原 田 ひろみ 8番 小 西 み か

9番 やつだ こうじ

## 2 関係者の出席

管理者 富田竜馬

副管理者 澁谷桂司

副管理者池澤隆史

助 役 西村幸高

会計管理者 後藤寿之

清瀬市市民環境部長 髙見澤 進 吾

東久留米市環境安全部長 長澤孝仁

西東京市みどり環境部長 白井 一嘉

## 3 事務局・書記の出席

総務課長 米 持 譲

 施設管理課長
 濵 田 伸 陽

 技術課長
 横 山 雄 一

資源推進課長 近藤修一

書記 上里直樹

書記 神崎真之

書記 松本賢一

書記 清水 翼

午前10時00分 開会

○議長(坂井かずひこ) 定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第4回柳 泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めております。

○議長(坂井かずひこ) 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきまして、11月15日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、北村龍太議員に報告を求めます。

○3番(北村龍太) おはようございます。去る11月15日に代表者会議が開催され、 令和5年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和5年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月22日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもっての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を続けて行い、質疑をお受けいたします。

次に、「日程第5、議案第22号、令和4年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」 を上程し、質疑、討論を経て、採決いたします。

最後に、「日程第6、令和5年度柳泉園組合行政視察(案)について」の説明を求め、 質疑をお受けいたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、令和5年第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第4回定例会に係る決定事項でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(坂井かずひこ) 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂井かずひこ) なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終 結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり、本日1日限りとし、 日程表のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂井かずひこ) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長(坂井かずひこ) 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第2番、髙橋和義議員、第3番、北村龍太議員、以上、お二人の方にお願いいたします。

○議長(坂井かずひこ) 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(坂井かずひこ) ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者(富田竜馬) 皆様、改めましておはようございます。本日は、令和5年第4回 柳泉園組合議会定例会の開催にあたり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第4回市議会定例会の開催を控えまして、それぞれ大変お忙しい中、本日の定 例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告として、令和5年8月から10月までの主な事

務事業につきまして御報告をさせていただきます。また、議案としては、令和4年度の一般会計歳入歳出決算を御提案させていただいております。

限られた時間ですが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(坂井かずひこ) 「日程第4、行政報告」を行います。
- ○助役(西村幸高) それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和5年8月から10月までの3か月間の柳泉園組合におけます事業運営等の報告となります。特に通常の事業運営等と異なる点について主に報告いたします。

初めに、1ページ、総務関係。

1、庶務について、(1)事務の状況でございます。

8月31日及び9月28日に厚生施設における使用料の適正化を検討するため、第2回 及び第3回柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を開催しております。

続きまして、3ページ、ごみ処理施設関係でございます。3ページ、表4-1から7ページ、表6までを併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期におけます関係市のごみの総搬入量は、3ページ、表4-1に記載のとおり、1万6, 9 6 5 トンでございます。これは、昨年同期と比較し4 8 8 トン、2. 8 %の減少となっております。

内訳でございますが、可燃ごみは、4ページ、表4 - 2 に記載しております 1 万5, 0 3 4 トンで、昨年同期と比較し6 1 8 トン、3. 9 %の減少となっております。

なお、令和3年4月より、広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中の 小平・村山・大和衛生組合から可燃ごみを受け入れており、今期は276トンの受入れを 行いました。

3ページ、表 4-1 及び 4ページ、表 4-2 の他市の欄を御参照ください。

不燃ごみは、4ページ、表 4 - 3 に記載のとおり、1, 6 4 9 トン、昨年同期と比較し 1 0 9 トン、7. 1%の増加となっております。

粗大ごみは、5ページ、表 4 - 4 に記載のとおり、2 8 3 トン、昨年同期と比較し 2 1 トン、8. 0 %の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページ、表 4 -1 から 5ページ、表 4 -4 に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページ、表4-5は、1人1日当たりのごみ量を表にまとめたものでございます。

6ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況でございます。

7ページ、表 5-3 につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

表 6 は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,237トンで、昨年同期と比較し38トン、3.0%の減少となっております。

続きまして、8ページ、2、施設の稼動状況でございます。9ページ、表7から12ページの表12-3を併せて御参照ください。

(1) 柳泉園クリーンポートについてでございます。

今期においては、8月より継続してクリーンポート工場棟照明器具交換工事を実施しております。また、9月より継続して1号炉の定期点検整備補修を実施いたしました。

排ガス中のばい煙測定は、8月については1号炉と3号炉、9月及び10月につきましては2号炉と3号炉で実施し、排出基準を遵守しております。

ダイオキシン類測定につきましては、排ガス中のダイオキシン類測定を9月に実施し、 これらの結果は、表9に記載のとおりでございます。

10ページ、表10、水銀濃度分析測定結果につきましては、今期におきましても水銀の測定はされてございません。

表11、下水道放流水測定につきましては、毎月2回実施し、排除基準を遵守しております。放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線測定を毎週1回行っております。

これらの結果は、11ページ、表12-1から12ページの表12-2及び表12-3に記載しております。測定項目全てにおきまして基準を遵守しております。

可燃ごみ内容物調査につきましては、8月に私車5台、9月に私車4台、10月に私車6台に対し実施し、さらに、10月には、可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしまして、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対し実施させていただきました。

9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万6,664トンで、昨年同期と比較し581トン、3.4%の減少となっております。

続きまして、13ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。

今期は、7月から引き続き実施しておりました定期点検整備補修を実施いたしました。

表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,931トンで、昨年同期と比較し129トン、7.2%の増加となっております。

続きまして、(3) リサイクルセンターについてでございます。

今期は、9月に定期点検整備補修を実施いたしました。

表14、リサイクルセンター資源化状況についてでございますが、資源化量は1,237トンで、昨年同期と比較し38トン、3.0%の減少となっております。

14ページ、3、最終処分場についてでございます。表15を併せて御参照ください。 焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメン ト化施設に全量を搬出しており、今期は1,720トン、昨年同期と比較し322トン、2 3.0%の増加となっております。なお、こちらの焼却残渣につきましては、小平・村山・ 大和衛生組合の広域支援分も含んでございます。

続きまして、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。表16に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページ、し尿処理施設関係でございます。表17-1から16ページ、表17-3までを併せて御参照ください。

1のし尿の搬入状況でございます。今期のし尿の総搬入量は133キロリットルで、昨年同期と比較し4キロリットル、3.1%の増加となっております。

16ページ、2、施設の稼動状況についてでございますが、今期は故障等もなく、補修 等も行っておりません。

続きまして、16ページから17ページ、表18のし尿処理施設における下水道放流水 測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして基準を遵守しております。

18ページ、施設管理関係。

1、厚生施設についてでございます。表 19-1 から 19 ページ、表 19-3 を併せて 御参照ください。

(1) 施設の利用状況でございます。

今期は、10月11日から10月26日までの16日間は、柳泉園クリーンポートの定

期点検整備補修を実施し、それに伴う蒸気供給の停止に併せて設備点検等を実施したため、 屋内施設を臨時休業といたしました。

各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、野球場、テニスコート、多目的室 3 及び 和室 1 は減少となっておりますが、他の施設におきましては増加となってございます。

19ページ、(2)施設の収入状況についてでございますが、表20に記載のとおりでございます。

続きまして、20ページ、(3)施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行っております。

最後に、裁判関係の御報告でございます。

令和4年(行ウ)第166号住民監査請求に基づく住民訴訟事件が控訴されたことで、 事件番号が令和5年(行コ)第159号となった件につきましては、第1回口頭弁論の期 日が令和6年1月18日(木曜日)と決定したところでございます。引き続き、進捗等ご ざいましたら適宜御報告をさせていただきたいと思います。

また、行政報告資料といたしまして添付をさせていただきました「令和6年度 小平・村山・大和衛生組合の広域支援について」及び「不燃物再利用(ガス化溶融)委託の契約 先変更について」は、それぞれ担当課長より説明をさせます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○総務課長(米持譲) それでは、令和6年度小平・村山・大和衛生組合の広域支援について御説明させていただきます。

多摩地域におきましては、相互支援協力の事態が発生した場合、広域な処理を円滑に実施するため、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書を多摩地域全市町村及び一部事務組合で締結をしております。今回の広域支援につきましては、当該協定書及び実施要綱に基づく広域支援でございます。

1の広域支援依頼団体は、小平・村山・大和衛生組合でございます。小平市中島町に設置されている、小平市、武蔵村山市及び東大和市で構成する一部事務組合でございます。

2、広域支援依頼理由は、令和7年9月末に竣工する新ごみ処理施設の建設工事に伴う もので、現在は、既存ごみ焼却施設2炉で処理を行っています。その際、定期補修等で処 理できない期間について、広域支援を実施するものでございます。

3、支援期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

- 4、支援依頼量は約2,800トンで、可燃ごみとなります。
- 6、支援根拠については、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第3条第2号に基づく支援となります。
  - 7、支援団体は、ふじみ衛生組合、西多摩衛生組合及び当組合の3団体となります。
- 8、受入手数料は、受入期間中1トン当たり3万8,000円の予定となり、これは、事業系ごみ処理手数料の小平市・武蔵村山市・東大和市を除く多摩地域平均単価でございます。

9には、今後の予定を記載しております。今後、小平・村山・大和衛生組合に広域支援 の正式回答を行い、3月下旬に契約締結、令和6年4月から受入れとなります。

その他資料といたしまして、小平・村山・大和衛生組合からの広域支援の依頼文書、広域支援体制実施協定書及び要綱などを添付してございますので、御参照いただければと思います。

広域支援につきましては以上でございます。

○資源推進課長(近藤修一) それでは、行政報告資料の23ページを御覧ください。不 燃物再利用委託の契約先変更についてを説明いたします。

まず、1、契約事業者でございます。

- (1)処理につきましては、オリックス資源循環株式会社でございます。
- (2) 運搬につきましては、今までと同じく株式会社市川環境エンジニアリングでございます。
  - 2、契約期間は、令和5年9月1日から令和6年3月29日まででございます。

次に、3、契約単価でございます。処理費は、これまでに比べてトン当たり5, 500円上昇しておりますが、運搬費は、これまでより搬送距離が短くなったことに伴い、トン当たり500円減額されております。

委託料の合計としては、トン当たり5,000円の上昇となっております。この上昇分に つきましては、第3回定例会で補正予算(第2号)として議決いただいております。

次に、変更の経緯でございます。これまで契約しておりましたJ&T環境株式会社から、7月7日付で「千葉リサイクルセンター休止について」と題しました文書が送達され、施設の老朽化に伴い、8月末日での受入れ停止が申し入れられました。

このため、これまでと同じケミカルリサイクルとしてガス化溶融により燃料ガス化して おりますオリックス資源循環株式会社と協議を行いました。この協議で当組合が搬出する 全量を受け入れることが可能であると回答されたため、同社を新たな契約先として選定いたしました。

また、同社寄居工場が所在する埼玉県寄居町に廃棄物処理法に基づく事前通知を7月2 1日に提出し、正式に受理されたため、9月1日から同工場に搬入が可能となりました。

一方で、J&T環境株式会社との間で契約解除について協議を行い同意されたため、8 月末日付で契約解除するとともに、9月1日付でオリックス資源循環株式会社及び株式会 社市川環境エンジニアリングと新たな契約を締結いたしました。

次に、5、オリックス資源循環株式会社寄居工場の概要でございます。

- (1)竣工は、平成18年6月でございます。
- (2)事業形態は、埼玉県とのPFI事業で、彩の国資源循環工場整備事業でございます。
  - (3)処理方式は、熱分解ガス化改質方式というガス化溶融炉でございます。
  - (4) 施設規模は、日量225トン炉が2炉ございまして、450トン処理できます。
- (5) 再利用方法は、記載のとおり、搬入された廃棄物は全て再利用されておりますので、当組合から搬出された硬質プラスチック類は適切に再利用されております。

参考までに同社のパンフレットの写しを添付しておりますので、御参照ください。 不燃物再利用委託の契約先変更についての説明は以上でございます。

○議長(坂井かずひこ) 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○2番(髙橋和義) それでは、私から大きく2点お伺いしたいと思います。

放射能測定結果、また、昨日もダイオキシン類の土壌調査等を行ったところ、立会いを させていただいたという経緯がありまして、それに関連していくつか伺いたいと思います。

りゅうせんえんニュースに放射能測定結果、ダイオキシン類の測定結果というのが詳しく載っているのですけれども、こういう公表について現状どのように公表されているのか ということが1点。

もう1点が、関係市は3市あると思うのですけれども、この関係市においての測定結果 の公表の仕方、分かればでいいのですけれども、これについて伺いたいのが2点目です。

大きな2点目ですけれども、工事請負契約状況について、令和5年2月24日に発生した火災についていくつかお聞きしたいと思います。まず、この火災によって補修が必要に

なったということで、契約金額が270万6,000円ということで記載をされております けれども、前回の議題にはならなかったのですが、保険について少し確認をしておきたい と思います。

火災保険の処理についてなのですけれども、今回火災が発生した被害総額というのは幾らになったのかということが1点。火災の補償の範囲についてが2点目。3点目が、補償された場合の最終的な処理については、今後どのような補正予算が組まれていくのかというのをお聞きしたいと思います。

**○技術課長(横山雄一)** それでは、放射能、ダイオキシン類測定についての御質問にお答えいたします。

公表の仕方についてのお尋ねでございました。当組合におきましては、放射能、ダイオキシン類ともにホームページ及びりゅうせんえんニュースで公表はしているところでございます。また、関係市においても、放射能に関してホームページ、ニュース、広報紙等で公表している状況でございます。(※後に発言の訂正あり。)

○施設管理課長(濵田伸陽) 先ほどの不燃・粗大ごみ処理施設の復旧費用における保険 対応についての答弁をさせていただきます。

まず、柳泉園組合が加入している建物災害共済という保険があるのですが、そこで補償が得られます。建物や設備ごとに補償割合が定められております。災害で損失した建物や機械類の復旧に係る費用、いわゆる損害額になります。これに対して、補償割合を乗じて補償額が確定していくというところでございます。

現在、令和 4 年度から実際に事故が起きまして、施工工事も含めて、今、補修額が令和 5 年度までに約3,000万円ほどかかっております。全ての復旧工事が現在進行中という 部分もございますので、申請手続につきましては、それが全て完了してから手続を実施することになるため、現時点では明確な補償は確定しておりませんけれども、今、3,000万円に対して、もし申請手続をするとすれば、900万円ほどの補償が得られるのではないかと考えております。

まだ現在進行中ですので、申請手続もしておりません。よって、歳入の補正予算という ことでは令和5年度中には考えていなくて、その申請手続を終えた後にそういった手続が 考えられると思います。

○2番(髙橋和義) ありがとうございます。公表について、ホームページ、りゅうせん えんニュース等で行っているということでございます。また、各市においてもホームペー ジ、ニュースでされているということで、私も確認はしたのですけれども、りゅうせんえんニュースというのが各市に広報で折り込まれてはいないと思うのですけれども、一般紙に折り込まれているということで、これは市民の方に指摘をされたのがありまして、少し要望をさせていただきたいのですけれども、例えば東久留米市の広報においてはこのままの状況で載っているということですかね。QRコードではなくて――大丈夫です。

私が確認した中では、恐らくここまで少し詳しいのは載っていないのかなと確認をしているので、できればこういう濃度の結果、測定しているというのは当然なのですけれども、その結果が気になるという声もいくつかいただいていますので、これが簡単に見られるような工夫を、QRコードを載せるなり、これを1枚つけるなり、少し工夫をしていただきたいなというのがあります。これは要望をさせていただきたいと思います。

2点目の火災の件ですけれども、被害総額が約3,000万円ということで、結構多額な被害になったわけですけれども、申請手続をすればということだったのですけれども、申請手続についてはする方向で行くということでよろしいですかね。分かりました。

そうした上で、概算が900万円ぐらいの補償なのではないかなということでお話がありましたけれども、パーセンテージとしては3分の1弱ということで、非常にどうなのかなとは思ってしまいますけれども、これから絶対に起きないということもないですし、こういった場合の保険の補償も併せてセットで考えていかなければいけないかなと思っていますので、これも引き続き、今年度中には動きはないのかなと思いますけれども、来年度のどこかの分かったタイミングで、保険の内容にもよると思うのですけれども、それも見直せるところがあるのかとか非常に気になるところでありますので、また改めて詳細が分かりましたら教えていただきたいなと思います。これも要望です。

○7番(原田ひろみ) よろしくお願いいたします。行政報告の1ページにある厚生施設の使用料適正化検討委員会が2回目、3回目と行われております。これは、厚生施設全体の使用料見直しになっていくのか。柳泉園組合として提案をなさっている内容を、もし紹介できる内容があればお願いしたいと思います。あと、スケジュールですね。令和6年度からの見直しを検討しているのか。今後、あと何回この検討委員会を開いていくのかということも併せて伺いたいと思います。

報告にはなかったのですが、清瀬市にある清柳園の解体に向けた実施設計を今年度行う と聞いています。それの内容によって工事の内容やスケジュールや費用が確定していくと いうことが以前示されたかと思いますが、その進捗状況をお聞きしてもよろしいでしょう か。9月の大雨の際に周辺の住民からやはり不安の声が寄せられたということがありましたので、その辺のことも含めて進捗が分かればと思います。よろしくお願いいたします。 〇施設管理課長(濵田伸陽) それでは、2点ほどの質問に対して答弁させていただきます。

まず、厚生施設の使用料適正化検討委員会の進捗状況ということ、どのような形で進められているかというところでございます。委員会については現在まで、行政報告で御説明しましたように、第3回まで実施しております。進捗においては、各厚生施設の全ての施設の使用料原価の算定を行いまして、受益者負担の考え方も取り決め、原価計算の算定結果に基づいて、使用料の見直しについて協議、検討している状況でございます。

令和5年度末までに予定では7回ほど委員会を開催し、委員の意見等を取りまとめまして、パブリックコメントにより市民の意見聴取をした後、検討結果を取りまとめる予定でございます。また、委員会の検討結果については管理者に報告させていただき、その後、検討結果の内容により使用料改正の必要があれば、令和6年度以降に条例改正を議会に提案する予定と考えております。

2点目でございます。清柳園解体事業の現状、どのような進め方になっているかというところでの答弁をさせていただきます。令和5年度に実施設計を行っております。令和4年度の土壌調査結果を踏まえて、今年度に土壌汚染対策工事を含めた実施設計の策定を進めている状況でございます。この実施設計によって、工事内容、工事スケジュール及び事業費もまとめる予定でございます。また、その実施設計につきましては、来年の1月までに策定する予定でございます。その後、関係市と協議を経て、令和6年第1回柳泉園組合議会定例会において説明できればと考えております。

○7番(原田ひろみ) ありがとうございました。清柳園のスケジュールは分かりました。 ぜひ住民の方に対する広報というか、周知も併せて要望したいと思います。

あと、使用料適正化検討委員会は7回まで行うということですね。これは途中経過というか、議論の様子を私たちが把握するすべというものはどういうものがあるか、傍聴ができるのかということも含めて伺いたいと思うのですが、やはりこれだけの物価高騰もあって、運営自体が大変だという面もあると思うのですが、住民側からすればいろいろなものが値上がりしていて、特にプールやお風呂というのは日常的に使用される方も大変多いですので、そういう意味では少しでも負担が増えることは避けていただきたいという思いもあります。

そういうことも含めて、いろいろな住民の方の今、パブリックコメントを行うということがあったので、それはとても大事なことだと思いますけれども、より多くの市民の皆さんの意見が反映されるように工夫も求めたいと思いますが、その辺のことを伺いたいと思います。

○施設管理課長(濵田伸陽) 市民に対する公表の仕方といいますか、開催については開催日時をまず御報告させていただいております。この委員会においては一応傍聴もできるような形を取らせていただきます。でも、会場がそんなに広いわけではないので、ある一定の人数での傍聴に限定させていただいております。また、その会議結果についてはホームページで会議録等を公表しておりますので、そのようなことでは市民にも公開しながら、委員会については対応しております。

○3番(北村龍太) 私からは、不燃物再利用委託の契約変更についてお伺いしたいと思います。今回、突然不燃ごみ、不燃物が受入れ停止となったということで、非常に大変なことだったと思います。オリックス資源循環株式会社に受け入れてもらったということはよかったと思います。最悪の場合、不燃物が処理できなくなるといった事態になりかねなかったのを防ぐことができたというのは非常に安心です。

今回、J&T環境株式会社が、御説明によると、施設の老朽化によって受入れ停止の申入れがあったということでしたけれども、J&T環境株式会社からしたら、老朽化しているということは当然会社としては承知をしているというか、それを更新せずに使えなくなったところで事業を終了するつもりだったのかどうかということは、そこまでは分かりませんけれども、本来契約更新のタイミングならまだしも、年度途中でこのような形で突然の受入れ停止というのは、少し困った対応だなという感想であります。受入れ先を探していただいた担当の方には感謝を申し上げたいと思います。

一方で、突然の受入れができないといった事態が防げなかったのかということなのです。 J&T環境株式会社が施設を老朽化するに任せて更新するそぶりがなかったのかどうかと か、そういったところを事前に予見することができなかったのかをお聞きしたいと思いま す。

○資源推進課長(近藤修一) ただいまのJ&T環境株式会社のことなのですが、こちらはいろいろヒアリングは行ったのですが、老朽化で停止させるということしか私たちは聞かされておりません。今までの中で予兆というものは私どもも聞かされてはおりませんで、適正に処理できていると、そういったことしか聞かされておりませんでしたので、なかな

か予兆という形は、会社の中の機械の状況等はなかなか分からない状況ですので、難しい かと思います。

○3番(北村龍太) 信頼関係で成り立っているものですから、向こうが大丈夫ですと言われたら、それを信用するしかないのかなというところはあります。長年施設を稼動させて老朽化するというのは必然なところで、そこでその後事業が継続されるのか、それとも終わってしまうのかというところを引き続き、今回の件に限らずですけれども、注意していただきたいと思います。

今回の処理の方法、不燃物再利用の方法として、ガス化溶融というものが採用されておりまして、今回代わりに受け入れてくれる工場がオリックス資源循環株式会社しかなかったと事前の御説明で伺っておりまして、オリックス資源循環株式会社については新施設を建設する予定があるという御説明だったと思います。なので、オリックス資源循環株式会社に関しては大丈夫、しばらくの間はこういった事態を繰り返すことはないとは思うのですけれども、そうはいっても、施設が何らかの理由で機能が停止したりといったことで、同様に不燃物の受入れができないとなった場合に、代わりの受入先といったものがあるのかどうかということはお伺いしたいと思います。

○資源推進課長(近藤修一) まずオリックス資源循環株式会社ですが、寄居工場の施設 更新の計画が進んでおりまして、既に環境アセスメントを完了して、来年度着工、令和9 年度竣工の予定と聞いております。

一方で、確かに機械物ですので、何らかのトラブルなどで施設が長期停止する場合も想定されます。このため、リスクヘッジという意味から分散させて処理することも考えて、一般廃棄物のプラスチック類を処理できる事業者と複数社協議を行ったのですが、私たちが搬出する硬質プラスチック類の組成の問題とか様々な問題がございまして、受入れを断られておりまして、現状ではオリックス資源循環株式会社以外に受け入れてくれるところがない状況でございます。

○3番(北村龍太) 分かりました。なかなか難しいものなのかなと思います。今回、本組合で採用されている再利用の仕方というのをやっているところがどんどん少なくなってしまっているということもあるのかなと思います。今回の件、突然の受入れ停止ですとか、あとはほかに処理をしてくれる施設がない。こういったことを受けて、今後、不燃物処理についての施設の在り方、更新の仕方といったところ、考え方、在り方、何か変わったところとか、あるいは考えているところですとかがもしございましたら、お聞かせいただけ

ればと思います。

○総務課長(米持譲) 今後の施設更新等について御答弁させていただきます。現状、ご み処理施設につきましては、不燃・粗大ごみ処理施設は竣工から48年を経過していると ころでございます。またあわせて、リサイクルセンターにつきましても、竣工後30年が 経過しているところでございます。その関係で、後の議案にもございますが、施設更新に 向けた参考とするために、施設の行政視察をしているところでございます。

ただ、廃棄物処理施設の稼動というのは25年程度が一般的とされております。既に耐用年数を超えているところでございますので、できれば令和6年度以降に施設の更新に向けた構想などを検討できればと今考えているところでございます。

○3番(北村龍太) 分かりました。今回のような事態は今後また起きないとも限らないですし、そういった代替の施設がなかなか見つからないというお話も聞かせていただきました。そういったところをぜひとも考慮していただいて、適正な施設の在り方をぜひとも進めていただきたいと要望して、終わります。

○4番(中村すぐる) 基本的なことになってしまったら申し訳ないのですが、8ページに「可燃ごみ内容物調査」と「可燃ごみ中混入不燃物調査」という記載があるのですけれども、混入不燃物調査というのは分かるのですが、可燃ごみ内容物調査というのは、混入不燃物以外に何か調査されているのかなというニュアンスを受けるのですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

それと、8月から10月だと、公車については10月だけなのですけれども、この調査を実施する頻度というか、そういうものはどのような感じになっているのか。もし規定されている文書があれば、それで教えていただければと思います。

それと、3か月で可燃ごみ内容物調査及び可燃ごみ中混入不燃物調査ということで実施がされておりますけれども、何か問題というか、今後の課題になるような結果があったのかどうかということを確認でお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○技術課長(横山雄一) それでは、8ページの可燃ごみ内容物調査及び可燃ごみ中混入 不燃物調査についてお答えをいたします。

まず、可燃ごみ内容物調査の目的についてでございますが、こちらについては、不燃物の混入防止及び水銀混入防止対策として、搬入された可燃ごみ中の内容物を調査するため、事業系私車に対して、毎月5台程度の車両に実施をしております。調査項目といたしましては4項目ございまして、可燃ごみ、不燃ごみ、有害物及びその他で分析をしているとこ

ろでございます。

次に、可燃ごみ中混入不燃物調査についてでございますが、こちらは、可燃ごみ以外の 混入状況を確認することが目的で、年6回、1回に各市の公車及び私車各1台、合計6台 を調査しております。項目につきましては11項目ございまして、可燃ごみ、鉄・非鉄、 プラスチック類、ガラス、瀬戸物、規格以上の木材、ゴム及び革、有害物及びその他で分 けております。

この結果なのですが、特に可燃ごみ内容物調査に関しては混入防止を目的としておりますので、変なものが入っていた場合などは注意喚起を行う、是正を行っていただくような 通知文を出しているところでございます。

○4番(中村すぐる) ありがとうございました。大分やっていただいているということは承知をいたしましたが、先ほど混入不燃物調査は年6回ということで御答弁をいただいて、単純に計算すると2か月に1回なのかなという感じなので、3か月分だと1回か2回。8月、9月でこれがされなかったのは、もしかしたら前の月で調整されているのかもしれませんけれども、大体年6回というのは、おおむね2か月に1回というような理解でよくて、今回たまたま8月、9月が前後のタイミングでそれがなかったということでいいのか、そこだけ確認させてください。

○技術課長(横山雄一) 年6回の回数についてでございますが、こちらについては、基本的には2か月に1回を目途にしております。ただ、その状況に応じてずれることはあるという状況でございます。

○議長(坂井かずひこ) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂井かずひこ) 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長(坂井かずひこ) 「日程第5、議案第22号、令和4年度柳泉園組合一般会計歳 入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(富田竜馬) 議案第22号、令和4年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定 の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年10月3日から13日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の小西監査委員により、令和4年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきま

して審査をいただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項 の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

- ○議長(坂井かずひこ) 補足説明を求めます。
- ○総務課長(米持譲) 補足説明を申し上げます。

令和4年度一般会計歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。歳入歳出予算現額27億4,201万8,000円、歳入決算額28億8,249万7,805円、前年度に比べ1億5,583万4,473円、5.7%の増、歳出決算額24億4,191万3,782円、前年度に比べ7,477万1,371円、3.2%の増、歳入歳出差引残額4億4,058万4,023円となり、同額が翌年度へ繰越しとなります。

続いて、6ページ、7ページを御覧ください。歳入についてでございます。主な歳入について御説明いたします。

款 1 分担金及び負担金は収入済額 1 2 億4, 5 5 6 万2, 0 0 0 円で、前年度に比べ2, 2 1 6 万7, 0 0 0 円の増でございます。関係市の負担金は備考欄に記載のとおりで、歳入決算額の 4 3. 2 %を占める割合でございます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 2 手数料、目 1 ごみ処理手数料は、収入済額 5 億9,8 3 0 万5,6 6 0 円で、前年度に比べ 7 9 8 万6,9 7 5 円、1.4 %の増でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額90万2,000円は廃棄物処理施設モニタリング事業 費補助金で、これは、放射性物質汚染対処特措法に基づき、毎月1回行っている焼却灰、 飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の収入済額は3,985万1,821円で、退職者2名分の退職手当に充当したものでございます。

目 2 清柳園解体事業基金繰入金の収入済額は3,0 1 1 万6,6 6 1 円で、清柳園土壌汚染 追加調査委託及び清柳園測量委託に充当したものでございます。

次に、款 6 繰越金の収入済額 3 億5, 9 5 2 万 9 2 1 円は令和 3 年度からの繰越金で、前年度に比べ2, 5 3 9 万7, 3 9 9 円、7. 6 %の増でございます。この繰越金には精算する私車処分費約 2 億 8 0 0 万円が含まれており、差引き 1 億5, 1 6 0 万円ほどが純然たる繰越金となります。

次に、款7諸収入、項2雑入の収入済額は4億9,839万129円で、前年度に比べ1億3,292万7,671円で、36.4%の増でございます。主な雑入の収入済額は節1資源回収物売払の2億7,881万6,812円で、その内容は、備考欄に記載のとおり、アルミ缶、スチール缶及びペットボトルの売払で、前年度に比べ6,440万1,421円、30.0%の増でございます。

次に、節2回収鉄等売払の収入済額は4,130万611円で、その内容は、備考欄に記載のとおり、不燃・粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売払や施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売払、また、焼却灰の中から回収したくず鉄の売払で、前年度に比べ478万9,707円、13.1%の増でございます。

節 3 電力売払の収入済額は 1 億4, 5 8 3 万8, 1 0 0 円で、柳泉園クリーンポートで発電した電力余剰分の売払で、前年度に比べ5, 3 5 9 万9, 3 2 7 円、58.1%の増でございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。節7その他雑入が3,090万9,385 円で、前年度に比べ1,163万7,716円、60.4%の増となっております。増の理由 は、厚生施設指定管理者上下水道代立替収入が前年度に比べ約835万円、ペットボトル 有償入札拠出金が約320万円、それぞれ増となったことによるものでございます。

次に、目2弁償金、節1弁償金、説明欄記載の東京電力賠償金でございます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島原子力発電所の事故による放射能飛散に伴う賠償金でございます。放射性物質汚染対処特措法施行前の当時、平成23年度に行いました焼却灰、飛灰、排ガス中の放射性物質濃度等の測定費や空間線量計測定器の購入代金につきましては、平成24年度に同年度分も含め申請し、東京電力より賠償いただいております。今回の賠償金11万9,700円につきましては、平成24年度当時の排ガス・焼却灰等の放射性物質濃度測定委託について、契約の途中で分析サンプルを追加した契約変更を行ったため、その増額分についても併せて申請したところ、賠償の対象外となっておりましたが、今期、東京電力において全ての地方公共団体の主張を踏まえて賠償の対象範囲の見直しを行ったことで、改めて当組合が求めていた賠償対象となったことによるものでございます。

次に、項3受託事業収入の収入済額は1億965万9,260円でございます。その内容は、節1受託事業収入の備考欄に記載のとおり、施設更新に伴う広域支援として、小平・村山・大和衛生組合可燃ごみ処理受託料でございます。

続いて、12ページ、13ページを御覧ください。続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 人件費の支出済額は 1 億5,0 9 3 万4,5 5 4 円で、前年度に比べ1,5 6 5 万 1 0 4 円、9.4%の減で、主な理由は、特別職を含めた退職手当が約1,5 9 0 万円の減額となったことによるものでございます。

14、15ページを御覧ください。目2総務管理費の支出済額は2億7,112万5,02 4円で、前年度に比べ4,357万1,784円、19.1%の増でございます。

16、17ページを御覧ください。主な理由は、前年度に比べ清柳園解体事業基金積立金約7.800万円の増額によるものでございます。

目3施設管理費の支出済額は1億579万2,674円で、前年度に比べ459万1,257円、4.5%の増で、主な理由は、次のページの節12委託料の清柳園土壌汚染追加調査委託が、前年度の清柳園委託事業に比べ約430万円の増額となったことによるものでございます。

前のページに戻りまして、施設管理費の不用額は339万8,326円で、主な不用額ですが、節10需用費の108万4,367円は、備考欄記載の修繕料の契約差金、節12委託料の113万9,872円は、備考欄記載のクリーンポート管理棟・工場棟空調設備保守点検委託、清柳園草刈業務委託及びその他の契約差金でございます。

18、19ページを御覧ください。目4厚生施設管理費の支出済額は1億1,822万3,747円で、前年度に比べ840万7,857円、7.7%の増で、主な理由は、厚生施設利用者の増加に伴い、節10需用費、備考欄記載の光熱水費、下水道代金が約790万円の増額となったことによるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費の支出済額は1億7,570万4,659円で、前年度に比べ1,159万2,732円、6.2%の減で、これは職員数の1名減によることが主な理由でございます。

目 2 ごみ管理費の支出済額は 1 2 億4, 7 2 8 万4, 8 4 4 円で、前年度に比べ4, 8 1 6 万6, 5 4 4 円、4.0%の増で、主な理由は、節 1 0 需用費、光熱水費の電気代金が約5, 7 7 0 万円の増額となったことによるものでございます。

ごみ管理費の不用額は2,806万3,156円で、主な不用額ですが、節10需用費の871万6,977円は、備考欄記載の燃料費で約230万円、電気代を含む光熱水費で約590万円は、効率的な運転及び電力購入ゼロを目標としたことによるものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。節12委託料の1,556万7,501円は焼却処理量の減に伴うもので、備考欄記載の焼却残渣輸送作業委託の輸送費及び柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の変動費で、約1,480万円が不用額となったことによるものでございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費の支出済額は2億2,240万4,381円で、前年度に比べ2,379万5,637円、12.0%の増でございます。主な理由は、令和5年2月に発生した不燃・粗大ごみ処理施設集積場での火災により、応急処置としてコンベヤ等の仮復旧を実施したことから、節10需用費の修繕料及び定期点検、合わせて約1,230万円の増、次の24、25ページを御覧ください。節12委託料の不燃物再利用(ガス化溶融)委託が約1,150万円と、それぞれ増額となったことによるものでございます。

また、不燃ごみ等管理費の不用額は1,189万4,619円で、主な不用額ですが、節10需用費の387万5,548円は、備考欄記載の修繕料(定期点検)の契約差金で約320万円、節12委託料の798万6,111円は、備考欄記載の各業務委託の契約差金等でございます。

目4資源管理費の支出済額は1億255万7,143円で、前年度に比べ828万2,225円、8.8%の増で、その主な理由は、節10需用費で備考欄記載の光熱水費及び修繕料(一般及び定期点検)が約590万円、節12委託料で備考欄記載のリサイクルセンター運転業務委託が約370万円と、それぞれ増額となったことによるものでございます。

資源管理費の不用額は235万6,857円で、主な不用額ですが、節10需用費の210万7,667円は備考欄記載の修繕料(一般及び定期点検)で、約150万円の契約差金等でございます。

次に、目5し尿管理費の支出済額は2,764万8,009円で、前年度に比べ265万3,210円、8.8%の減で、その主な理由は、節10需用費で備考欄記載の光熱水費の電気代が約100万円の増額となりましたが、修繕料(一般及び定期点検)が約410万円の減額となったことによるものでございます。

し尿管理費の不用額は308万2,991円で、主な不用額は、節10需用費の218万2,145円は、備考欄記載の光熱水費で約140万円、修繕料で約60万円でございます。 続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。款4公債費の支出済額は1,618万2,521円で、前年度に比べ3,206万5,630円、66.5%の減で、これは、平成14年度に借り入れた浴場施設の政府債及び東京都振興基金が償還終了となったことによ るものでございます。なお、起債につきましては、令和 4 年度をもって全て完済となって おります。

款5予備費は、予算現額2億3,835万円で、同額が不用額となり、全額令和5年度へ 繰越しをしております。

歳出関係は以上でございます。

次に、28ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。内容は、表に 記載のとおりでございます。

次に、29ページからは財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて、公有財産の土地及び建物で、今期の年度内の増減はございませんでした。

次に、34ページから44ページにかけて、こちらは公有財産の工作物で、年度内の増減は、厚生施設において新規に監視カメラを設置したことにより、44ページを御覧ください。電気設備の監視カメラ設備が1点の増、決算年度中増減合計で1点の増となっております。

次に、45ページには公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の増減は、施設関係(浴室等)において水中クリーナー3点の減となっております。合計においても3点の減となります。

次に、46ページには基金でございます。各基金の前年度末現在高、決算年度中増減額 及び決算年度末残高は、表に記載のとおりでございます。

次に、47ページ以降は、歳入歳出決算の参考資料でございます。御参照いただければと思います。

また、決算審査意見書及び事務報告書を添付しておりますので、御参照いただければと 思います。なお、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施事業内容を資料とし て添付しておりますので、技術課長から御説明をさせていただきます。

補足説明は以上でございます。

〇技術課長(横山雄一) それでは、議案第22号資料を御覧ください。事務報告書の次の資料になります。

まず、1、事業期間につきましては、平成29年7月1日から令和14年6月30日までの15年間でございます。

2、事業費等、(1)総事業費については135億9,098万7,000円、(2)令和

4年度事業決算額は10億5,796万4,000円でございます。内訳は、固定費Aが4億8,923万4,000円、固定費Bが3億9,899万3,000円、変動費が7,355万8,000円、消費税が9,617万9,000円となっております。

3の令和4年度事業内容及び事業費等でございます。項目ごとの事業内容、事業費、決 算額を表にしたものでございます。

①固定費Aは、人件費、点検・検査等、油脂類及び施設内清掃費用、②固定費Bは、大規模補修費で、実施箇所は記載のとおりでございます。③変動費は薬品代となります。

続きまして、2ページには令和4年度大規模補修について、対象機器及びその他補修箇所を記載しておりますので御参照ください。

次に、3ページには、大規模補修予定表といたしまして、黒丸は実施済みの箇所、白丸 及び二重白丸は今後実施予定箇所となり、二重白丸については更新工事となっております。

次に、4ページには大規模補修箇所を図面上に記したものとなっておりますので、御参照ください。

続きまして、5ページ、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表でございます。こちらは、契約前に作成した資料を基に決算額を追加し、効果額を示した表となっております。

1の包括委託に該当する経費につきましては、長期包括委託をしなかった場合の当組合積算額、2の包括委託経費(コンサルタント積算額)については、コンサルタントが積算した包括委託経費、3の柳泉園組合支払額には決算額、4の効果額は3と1を比較した効果額となっております。今年度については、6億5,169万3,000円の効果額となっております。

6ページ以降には財政フレームとして、7ページに変更前、8ページに変更後を添付しており、変更後については令和4年度決算額を追記したものとなっておりますので、御参照ください。

報告は以上となります。

〇議長(坂井かずひこ) 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日は、安藤代表監査委員が御出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

〇代表監査委員(安藤純一) 監査委員の安藤でございます。

令和4年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の小西監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回

実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和4年度柳泉園組合一般会計歳 入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、関係書類、 帳簿とも完全に整備されており、令和4年度の決算は正確であることを証明いたします。

令和5年11月22日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく小西みかでございます。 なお、審査意見書につきましては既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明 は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

〇議長(坂井かずひこ) 報告が終わりました。

なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきますので、御了承をお願い いたします。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより、議案第22号、令和4年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○5番(鈴木ゆうま) それでは、よろしくお願いいたします。全部で2点お尋ねいたします。

まず、9ページの歳入のところ、下段の3つ目、アルミ缶、スチール缶等々の売払、それから鉄くずなどの売払、電力の売払がそれぞれ30%増、13%増、58.1%増ということで、かなり大きな増額になっているのですけれども、こちらの増額した理由というのは、物量が増えているというより、近年の単価とかの高騰で上がっているかなと思うのですが、その辺の見通しと今後の推測みたいなものがあれば教えてください。

もう1点が44ページ、こちらは資材の件だったのですが、監視カメラが増えているということで、監視カメラを設置した理由などがあれば教えていただきたいのと、あと、一式となっていますので、何台ぐらい設置したのか、どの辺に設置したのかというのも教えてください。

○資源推進課長(近藤修一) 資源物売払単価に係る御質問についてでございます。資源物の取引価格につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が令和3年度半ばから段階的に解除されたため、経済回復と需要拡大により、令和3年度の終わり頃から徐々に上昇に転じてきたところでございました。さらに、令和4年2月末のロシアによる

ウクライナ侵攻が発生したことにより、大きく高騰いたしました。

当組合でも、この流れにより、令和4年度半ば頃までは資源物売払等の単価がかつてないほどの高値で落札されております。一方で、同年度の終わり頃には、新興国の景気減退などの影響により、海外からの引き合いが弱含みとなったことから徐々に安値引きとなり、令和5年度ではコロナ禍前の単価に近づきつつある状況となっております。

- **○技術課長(横山雄一)** それでは、電力売払についての御質問にお答えいたします。増加要因についてのお尋ねでございました。前年度に比べ、約5,000万円超の増加となっております。こちらにつきましては、契約単価の上昇が主な要因でございます。
- ○施設管理課長(濵田伸陽) 先ほどのカメラの設置内容、設置数量とか、設置した理由 ということで答弁させていただきます。カメラの設置数量は、野球場を見るために1台、 テニスコート周辺に4台、あとは、清瀬市にある清柳園に2台現在設置しております。

この設置の理由としては、以前、テニスコートで、フェンスを張っているのですが、不法侵入し、夜中にたき火をして、外飲みといいますか、飲酒していた者がいたということと、テニスコート周辺道路には不法投棄が頻繁に発生していたことなども踏まえて、敷地内も含めて敷地に隣接する地域の安心、安全の配慮とともに、柳泉園組合敷地と敷地周辺の防火・防犯強化に努めていきたいことと、また、清柳園では、しっかり門扉の施錠や職員による定期的な点検、また防犯灯や看板の設置を行って防犯対策には努めていたのですけれども、以前、薬品の不法投棄などがあって、解体事業が完了するまで防犯カメラを設置し、不法侵入、不法投棄などの防犯強化をするために設置させていただいたところでございます。

○5番(鈴木ゆうま) ありがとうございました。まず歳入の増加については、近年の世界情勢というところで単価が上がったということで理解はいたしました。電力も理解いたしました。ありがとうございます。

カメラの設置は、不法侵入があったということで、そういった事例があったのだなということで、ぜひ防犯強化していただければなと思います。そちらは一般の方なのか分からないですけれども、不法侵入があった事例に対しては、カメラの設置以外にも、貼り紙とか、そういった周知などは今後する予定はあるのか、そこだけ教えてください。

○施設管理課長(濵田伸陽) カメラの設置前から、例えば不法侵入だとか、不法投棄について、やはり近隣の住民の皆様からも御意見をいただいたこともあったので、貼り紙については、カメラを設置する前からいろいろ啓発活動は行っております。

○4番(中村すぐる) それでは、私からは大きく4点についてお伺いできればと思います。

まずは決算書の1ページ、翌年度への繰越額と、8、9ページに掲載がございます前年度からの繰越金、及び意見書の3ページにあります財政収支状況というところからお伺いしたいと思います。

意見書の3ページのところには、直近3年間、2020年度から2022年度の単年度 収支額ということで示されております。ここに記載がされている3年間は、実質的にはコロナ禍となった期間ということでありますけれども、この間の単年度収支の推移というのをどのように分析、評価されているのかということをお伺いしたいと思います。

また、それを踏まえて、2019年以前、コロナ禍以前とは、単年度収支額ということについて、それまでと異なる特徴というか、傾向といったものが、今後、社会情勢としてはコロナ禍前に戻りつつあるのかなとは思っておりますけれども、コロナ禍前との比較といったところで何か予想されることがあれば、お伺いしたいと思います。

次に、決算書で言うと12ページ、13ページにございます総務管理費。人件費全般ということでお伺いできればと思うのですが、事務報告書の7ページのところに、職員数に関することということで、定数59人に対して職員数が30人となっております。この乖離ですね。数字を見ると乖離しているという状況ですが、これにはどのような背景、あるいは原因があるのかということです。あわせて、定数が59人と定められた際の根拠というか、考え方についてもお示しいただきたいと思います。

令和4年度当初予算の際の施政方針を改めて拝見させていただきましたが、職員30名のほか、再任用職員4名と会計年度任用職員4名ということで、全体としては38名体制と議事録で確認をしました。再任用職員と会計年度任用職員というのは、どのような考え方で配置がされているのかということも併せてお伺いしたいと思います。

次に、大きく3点目です。決算書で言うと14ページ、15ページの記載になりますが、 節12委託料の中の昇任試験問題作成等委託というところでございます。これも令和4年 度の施政方針を見ますと、この年度からの新規の計上だと認識をしております。予算審議 の答弁のところでは、従前は総務課内で作成していたものを担当者の負担と公平性に鑑み て委託をしますということで経緯が書いてありましたけれども、令和4年度、これを委託 でやってみての評価ということをお示しいただきたいと思います。改めて、この件もあっ て今年度の令和5年度の予算書を拝見しましたら、続けて予算計上がされているという状 況があるので、今後も続けていくのかなと思いますが、その点についても確認でお聞きします。

最後に、決算書の22ページから25ページにわたって書かれております委託料の中の 分別周知チラシの印刷と配布業務委託についてであります。これも令和4年度の施政方針 で特記がされていた事項でございます。予算審議の答弁では、20万部を印刷して、関係 市への全戸配布と答弁がされておりました。各市への全戸配布というのはどのような手法 で行われたのかということについて伺うのと、今回のチラシの作成、配布の効果について どのように評価をしているのかということで、大きく4点お伺いさせていただければと思 います。

○総務課長(米持譲) それでは、1点目の意見書の単年度収支の直近の動向についてだ と思いますが、こちらにつきまして御答弁させていただきます。

令和3年度及び令和4年度の単年度収支につきましては、ロシアのウクライナへの侵攻からエネルギー価格の高騰、物価高騰と相まって、単年度収支はプラスに転じているところでございます。特に令和4年度につきましては、資源物の単価の高騰、エネルギー価格の高騰が顕著であったところでございます。

また、例年は関係市からの義務費となる負担金で多くを賄っておることから、単年度収 支につきましては通常マイナスになる可能性が高く、歳入では負担金以外の資源回収物や 電力の売払、歳出では契約差金等による歳出削減によって左右されるものと考えておりま す。

なお、平成29年度につきましては単年度収支が1億9,300万円とプラスとなってございますが、これは、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約額が確定したことに伴いまして、当該年度で1億5,000万円の減額補正をしたことが主な要因となってございます。

続きまして、事務報告書についてでございます。定数 5 9 人でございますが、報告書の職員数 3 0 人の今後について御答弁をさせていただきます。定数につきましては、職員定数条例に基づき現在は 5 9 人となっております。平成 1 6 年度より施行した再任用制度の導入、後の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業による運転委託等の予定から、原則として定年退職による定員不補充としておりましたが、事務職不足人員の補塡、事務・技術の円滑な継承、各設備の補修や運転モニタリング強化、適正化及び各施設の更新など新たな事業への対応も考慮いたしまして、令和 3 年 2 月に定員管理計画を策定したもので

ございます。

計画目標としては、令和12年度に25人体制としておりますが、本年度、令和5年度からの定年延長に伴い、職員数の減少推移は5年ほど鈍化するところでございますが、現状の年齢の不均衡の是正及び円滑な事務・技術の継承を実現するため、以前の退職者不補充の原則を見直し、将来において安定した組織を維持するため、引き続き計画どおり職員は採用していくこととしております。

続きまして、再任用職員、会計年度任用職員の配置の関係でございます。再任用職員におきましては、定年後希望があれば再任用をしているところでございます。令和4年度におきましては、技術課で再任用が4名おりました。また、1名は途中、退職をしているところでございます。

会計年度任用職員の考え方でございます。従前の再任用制度におきましては、検量棟の 受付業務、プラットホーム業務を計画しているところでございますが、再任用職員数の減 に伴いまして、プラットホーム、検量棟につきましては、会計年度任用職員で対応してい るところでございます。

最後に、職員の昇任試験問題作成等委託についてでございます。効果といたしましては、 令和3年度までは我々職員で問題をつくっていたのですけれども、令和4年度以降外部委 託ということで行いました。3名該当者がいたのですが、3名とも受験はされているとい うところで、そこが効果といいますか、皆さん受験をしていただいているというところで ございます。

○資源推進課長(近藤修一) 分別周知チラシの配布の関係の御質問についてです。こちらの配布は各市のシルバー人材センターにお願いいたしまして、各戸にポスティングで配布しております。

効果についてでございますが、チラシを見た市民の方々から、正しい分別方法等について電話でお問合せがありまして、効果があったと。また、火災・爆発については、2月に1件あったのですが、それ以外は減っておりますので、十分効果があったと考えております。

○4番(中村すぐる) ありがとうございます。先に昇任試験作成等委託のところで、令和4年度については3名が受験をされたということで、その点は非常によくなることが伺えましたので、ぜひ引き続き、先ほど前段の答弁のところで年齢の不均衡というか、ばらつきがあるというようなところもありましたので、恐らくそういう管理職の昇進の状況に

も影響してくるのかなとは思いますが、またその辺のところも今後注目していきたいなと 思います。

それと、分別周知のところも分かりました。各市のシルバー人材センターに柳泉園組合からも直接お願いしてということで、私もポストに入っていた記憶がありますけれども、電話での問合せであったり、火災件数ですね。私も今回調べてみたら、令和3年度に複数件起こっていたというところがあって、今回されたのかなと思いますが、またぜひ今後も状況を見てこういった事業を、今年の2月の件もありますけれども、関係市の住民への分別の周知強化ということは、もちろん私も地元の市議会でも機会を見てやっていきたいと思いますが、ぜひ柳泉園組合としても積極的に今後とも取り組んでいただきたいと要望申し上げます。

次に、単年度収支の関係なのですけれども、様々要因があるということが分かりました。 もちろん単年度収支に黒字が出ればいいという性質のものではないということは、もちろ ん皆さんも重々御了承いただいているかなと思うのですが、1点確認をしたいのが、単年 度収支が一定の黒字であれば、各市への還元といいましょうか、負担金への反映、負担金 への抑制につなげていくというような考え方があると思いますけれども、その点について はどのような考え方で運用されているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、定数管理は、条例上59人というところではありますが、平成16年ということなので20年前に制定された条例での人数で、もちろんこの20年の間に様々要因があって、現状としては30人となっているということはひとまず承知はいたしました。職員体制は何人が適正なのかというところは、私も今後のいろいろこの議会でも議論していく中で考えていきたいなとは思っているところではありますが、ただいまの御答弁で定年不補充は今後見直していくというような御答弁がありましたので、そこのところもまた今後機会を見て状況を確認していきたいと思います。

一応確認で改めてお聞きしたいのが、本当は正規職員で配置をしたいところを再任用職員、あるいは会計年度任用職員で臨時的に配置しているような状況というのがあるのかどうか。先ほどの御答弁だと、必ずしも正規職員でなくても、そういうところでないところに会計年度任用職員が配置されているのかなとは思うのですが、確認で、ある意味正規職員の代替みたいな形で会計年度任用職員ないし再任用職員が配置されているというような状況が現状であるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

〇総務課長(米持譲) それでは、2点ほどの質問に対して御答弁させていただきます。

繰越金と負担金の関係であったかと思います。負担金につきましては、当初の繰越金自体が関係市の負担金計算によって見込まれておりますので、繰越金を踏まえて負担金計算をされておりますので、そこが影響があると考えているところでございます。

2点目の再任用職員、会計年度任用職員の考え方でございます。現在は、今年度から再任用制度がなくなったことで、定年延長になりました。その関係で、従前は再任用職員の職場として検量棟受付業務、プラットホーム業務としていたところでございますが、今後、定年延長に伴いまして、会計年度任用職員については、採用は減っていくと考えているところでございます。

○4番(中村すぐる) ありがとうございます。承知いたしました。単年度収支というか、 繰越金のところがその時々の関係市への負担金にも反映されていくということで分かりま したので、またそれも、主には当初予算の編成時になると思いますけれども、その点のと ころも今後着目していきたいと思います。

職員の関係についても分かりました。会計年度任用職員につきましては、基本的には減っていくというような傾向で分かりましたので、職員の皆さんの心身ともに健康というところには、やはりどれだけ人がいるかということに直結することだと思いますので、ぜひその辺のところも留意しながら、今後の定数管理を採用も含めてやっていただきたいということを申しまして、私の質問は終わります。ありがとうございます。

## ○2番(髙橋和義) 私から大きく2点お伺いしたいと思います。

先ほど単年度収支についてやり取りがありましたけれども、私も1点だけ伺います。単年度収支ということで、決算剰余金というのでしょうか、およそ4億4,000万円の翌年度の繰越しということで、多摩の中間処理施設はいくつかあると思うのですけれども、この施設と同レベルの中間処理施設のランキングではないですけれども、翌年度への繰越額がどの辺りのところに位置しているのかということを1点伺いたいと思います。

もう1点が、意見書の中ですけれども、先ほど、厚生施設の使用料適正化検討委員会が7回ということで、これもやり取りが行われたのですけれども、これについてです。意見書の12ページの(2)の後段に、厚生施設の指定管理者による歳入の増額ということで記載があります。

その次の14ページにおいては、厚生施設において利用の少ないトレーニング室という ことで具体的に明記をされておりますけれども、トレーニング室の具体的な人数の減少に ついて、分かっている範囲で客観的にお示ししていただきたいなと思います。 以上、2点です。

○総務課長(米持譲) 1点目の単年度収支に絡んでの質問に御答弁させていただきます。 まず、近隣の団体でございますが、負担金等の計算方法も全く違いますし、仕組みや組織 規模も違いますので、比較することができないというところで御了解いただければと思い ます。

○施設管理課長(濵田伸陽) トレーニング室の減少の経緯といったところで答弁させていただきます。実は、トレーニング室は以前156平米ぐらい、約47坪ぐらいのスペースがあったのですけれども、平成28年度の厚生施設プール棟の大規模改修によって、トレーニング室は今の多目的室になっているのですが、今、ダンスとか、武道だとか、ヨガだとか、軽運動にその多目室が、以前トレーニング室だったところが有効に活用しているのです。それで利用のニーズも高いというところで、そういった形変えをしました。

ただし、トレーニング室については大規模改修後規模も縮小されて、以前の3分の1のスペースで約38平方メートルぐらい、約12坪程度のスペースで規模も小さくなりまして、以前のように人数も入れない状況になったので、改修前の人数と比較すると利用者が減少しているということになります。よろしくお願いします。

○2番(髙橋和義) 1点目については了解いたしました。ありがとうございます。

2点目のトレーニング室についてなのですけれども、具体的な人数というところで減少しているということなのですが、私も厚生施設を毎年何回か利用しますけれども、多目的室、会議室は非常に値段もリーズナブルですし、非常に使い勝手がいいような施設で、また、お風呂にしても、プールにしても、今年度、昨年度と、肌感覚でありますけれども、非常に利用者数は増えてきているのかなとは感じております。

また、その中でトレーニング室というのは、私も利用したことがありますけれども、非常に簡単な器具が置いてあるというところで、本格的にやる方からすると利用しづらいのかなという中で、昨今、コンビニジムとか、非常に各地においても何か所も普及している中にあって、なかなかトレーニング室として発展していくというのが考えづらいのかなとは私自身も思っております。

今後の大幅な提供サービスの見直しということも記載をされていますけれども、これはトレーニング室として発展させていくか、また多目的ホール、会議室などの使用も含めて、大きくは2つの方向性なのかなとは考えられるのですけれども、歳入の増加ということは非常に共通認識としてはあるので、ここでまた再質問なのですけれども、現状、Wi-F

i の導入状況はどのようになっているのかというのが 1 点お伺いしたいのです。これも、使っている方からのお問合せというのが何件かありまして、現状、フリーW i - F i というのがベースのサービスに今なってきている状況もある中で、導入状況をお聞きしたいと思います。

〇施設管理課長(濵田伸陽) トレーニング室における展望も含めて、今のWi-Fi環境というところでの答弁をさせていただきたいと思います。実は、トレーニング室においては、指定管理者による事業提案によって新たな対応も展開させていただいているのです。今、議員がおっしゃったWi-Fi環境についてですが、実は11月から環境を整えまして、スマートフォンやタブレットを使って動画を見たり、トレーニングアプリを利用することができるようになって、利用者が快適で効果的なトレーニングを行えるようになりました。

また、現状は指定管理者がいろいろノウハウを活用しながら、トレーニング室の利用促進策を進めているところでもございますけれども、毎月10日を「運動の日」と位置づけて、通常料金200円を100円にしております。さらに、トレーニング室を15回利用すると、1回無料で利用できる特典もございます。

このように、トレーニング室の運営方法については、指定管理者のノウハウを活用しながら利用促進策に努めている状況でもございますし、引き続き指定管理者運営事業の運営における柳泉園組合のモニタリングも実施しながら、効果的な方法といいますか、いろいろな多目的室の利用とかもありますけれども、調査研究していきたいと考えております。

O2番(髙橋和義) トレーニング室へのWi-Fiの導入ということで御答弁いただきました。I1月からということで、利用者も利用すれば分かるとは思うのですけれども、非常に喜ぶと思いますので、これはよかったかなと思います。

また今後、指定管理者のほうで具体的にいろいろ工夫をされていくと思うのですけれども、今後も利用者が増えるように、私も気になるところがありましたら、Wi-Fiも含めてそういった要望を柔軟に対応していっていただきたいなと要望して、終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

#### ○7番(原田ひろみ) 何点か伺います。

先ほども質疑があったのですが、大幅な歳入が増えた要因として、雑入のいろいろな売払の単価が上がったこと、電力の売払の単価が上がったことも説明がありました。ただ、これは単価だけではなくて発電の量も増えてきたのかなと思うのですが、歳出削減の1つ

として評価されている購入電力も8か月ゼロを達成できたということが紹介されています けれども、そのできた要因と、自分たちで発電をして買う必要がなかったという単純な理 解でいいのかということも伺いたいと思います。

あと、決算書の46ページに基金の状況が書かれていますが、いろいろな施設の老朽化、これから課題として挙げられている項目にいっぱいありますけれども、3つ目の施設整備基金としては、今後、積立ての目標といいますか、どれくらいを必要と考えていくのか、その辺の考え方も聞きたいと思います。最初の質疑で、令和6年度以降、施設の更新の構想も立てていきたいという答弁も先ほどありましたけれども、そうした見込みからどれくらいの規模で積立てをしていくのか、その辺のお考えを聞きたいと思います。

あと、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の関係で、私は今回初めて柳泉園組合の議会の議員になって、基本的な質問なのですが、令和4年度だけを見ても6億円近い効果があったということが資料の5ページで示されているわけですが、単純に柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業にすることによって、どこの部分がそれだけ効果を生んでいるのかということの説明を、改めてになると思いますが、お願いしたいと思います。

あと、以前の議事録を読んでみますと、令和10年からは運転係の完全委託をしていくということがありました。その中の質疑で、業者任せにするのではなくて、しっかり柳泉園組合として管理監督ができるような技術の継承や技術者の確保などをしてほしいということの意見も何人かの議員から出されていましたけれども、事務報告書の11ページのところに有資格者に関しての人数の記載があります。

こういう資格を持っている方々が従事していただいているという内容で、とても大事だと思うのですが、現状から柳泉園クリーンポートの運転係の完全委託をしていく上で、こうした人数、あるいは資格がどう変動していくのかということがもし分かれば教えていただきたいですし、また、本当は充足が必要な分野、資格があるのか、そういったことの状況も伺えればと思います。

**○技術課長(横山雄一)** それでは、まず 1 点目の電気代についての御質問にお答えいた します。それと併せて、購入がゼロだったことについて御説明させていただきます。

電気代、電力購入につきましては、令和4年度においては、タービンの補修による発電ができなかった期間が長かったことと、単価の増加が大きな要因で増加しております。また、購入ゼロに関しましては、前年度8か月達成できたということは、運転等委託業者の方々の努力の結果だと思っております。

こちらにつきましては、大規模補修に伴って発電効率が上がったことと、日々ごみ質、 天候によって蒸発量設定などを上げることによって発電効率を上げている整備担当職員の 努力の結果だと考えているところでございます。

続きまして、柳泉園組合クリーンポート長期包括運営管理事業の財政的効果についての御質問にお答えいたします。こちらについては、細かくどこがというところはないのですが、全体的に本当に大きな効果が上がったというところでございます。契約当初においては、トータルで15年間で約52億円の効果が出たことになっておりますので、最終的にはそれに近い効果が出るものだと考えているところでございます。

それと、有資格者の関係についてお答えいたします。こちらについては、ごみ処理施設 を運営する上では資格を持った者が必要となりますので、そちらについては欠かすことな く育てていくことを目標としているところでございます。

○総務課長(米持譲) 私から、施設整備基金の今後の積立計画について御答弁させていただきます。現在につきましては、清柳園解体事業基金に積立てを行っているところでございますが、具体的な今後の計画は現状ございませんが、清柳園解体事業が終わった際には、引き続き繰越剰余金の半分を施設整備基金に積み立てていきたいとは考えているところでございます。また、先の話になりますが、施設整備事業にある程度金額等の大枠が固まった際には、総額のおよそ10分の1は一般財源で基金として積み立てなければいけないとは考えているところでございます。

**○7番(原田ひろみ)** ありがとうございました。発電の効率が上がって、整備担当者の努力の結果ということで、購入電力がゼロを8か月達成できたということは本当に大事なことだと思うのですが、今年度の状況ももし伺えればと思うのですけれども、引き続きのこうした購入しなくても済む状況が進んでいくと考えていいのか、伺いたいと思います。

あと、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業のメリット、これだけの効果が出ているということの具体的なお考えを聞けなかったと思うのですが、5ページで示していただいたこの表、委託をしなかった場合とコンサルタントの積算額との比較で言うと、機械部品とかいろいろな金額を比較するだけでも大きな差が出ているものがあると思うのですが、なかなか説明が難しい感じなのですかね。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業のメリットというところでの説明をもう少しいただければと思っています。

あと、令和10年からの柳泉園クリーンポートの運転係の完全な委託ということで、技 術者の柳泉園組合として確保していくべき人数と資格の内容については変わりないと理解 していいということでしょうか。その辺も伺いたいと思います。

施設整備基金については、今後どういう整備をしていくのか、更新をしていくのかという計画が出てこないと、やはり目標額は難しいかとも思いますが、かなり積み立てていかなければいけないのかなという感じもしますので、その辺のお考えがあればもう少し伺えればと思います。

○技術課長(横山雄一) まず、1点目の購入電力ゼロについての御質問にお答えいたします。令和5年度においても、現時点で5か月ゼロを達成しているところでございます。 今後においても、経費節減のため、できる限り受電、電力購入ゼロの月を増やせるよう努めてまいりたいと考えております。

また、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業のメリットについては、やはり導入するにあたりまして経済的メリットが大きいというところを見込んで導入しております。 結果的に50億円程度の財政メリットがあったということで契約をしたところでございます。

○総務課長(米持譲) それでは、施設整備基金の今後について御答弁させていただきます。先ほども御答弁差し上げたとおり、まだ決まっておりませんので、答弁したとおりでございます。

○3番(北村龍太) 私からも、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について聞きたいと思います。先ほどのお話で52億円程度のコストのメリットがあるということだったと思います。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を実施している理由として、こうしたコストのメリットがあるということがあったと思います。

一方で、委託をすることによって、柳泉園組合として状況がどうなるかというところも 分かりにくくなる部分があるのかなと思います。そういったところが先ほどの御答弁だと 分かりづらいところもあったり、また、周辺の住民からしても、どうなるかというところ もぜひとも知りたいところかなと思います。

今回の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、ぜひともこうした効果があったというということですとか、どういうことで運営されているのかとか、そういったところをぜひとも市民向けに周知をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇技術課長(横山雄一) それでは、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業についての御質問にお答えいたします。主に効果についてということでございました。効果につ

きましては、もちろん財政的メリットが大きかったのは効果として挙げられますが、中に 大規模補修も含めておりますので、その点で、補修したことにより、先ほど来申し上げて いる売電電力の増加等も効果が出ているところでございます。あと、また故障等も少なく なっているのが現状ですので、当組合としては柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事 業を導入してよかったなと考えているところでございます。以上です。(「市民周知につ いては」と呼ぶ者あり)

失礼しました。効果の市民周知についてでございますが、こちらにつきましては、以前の議会から効果を市民周知したほうがよいという要望が出てございました。当組合としては、大規模補修が終了する令和8年度の決算が認定された後に、一つの区切りとして財政的な効果額、工事内容等について、手法はまだ検討中でございますが、臨時号などの発行での市民の皆様に周知することを検討していきたいと考えております。

○3番(北村龍太) 分かりました。財政ですとか、安全に運転されているというところ もメリットなのかなとお聞きして分かりました。

周知についても令和8年の段階でという、大体半分くらい終わったところでということだとは思います。もちろんその段階でやっていただくこともいいのですけれども、りゅうせんえんニュースですとか、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業は長期ですから、段階的にどういったことがというところをぜひとも継続的に市民の方、住民の方に知っていただくという手法もぜひとも検討していただきたいというところを申しまして、簡単ですが質問を終わります。

○議長(坂井かずひこ) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂井かずひこ) 質疑なしと認めます。以上をもって議案第22号、令和4年度 柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第22号、令和4年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論 をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂井かずひこ) 討論省略と認めます。以上をもって議案第22号、令和4年度 柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の討論を終結いたします。

これより議案第22号、令和4年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたし

ます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

### [賛成者挙手]

〇議長(坂井かずひこ) 挙手全員です。よって、議案第22号、令和4年度柳泉園組合 一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定されました。

ここで、技術課長より、先ほどの髙橋議員からの御質問への答弁に関して修正があります。

**〇技術課長(横山雄一)** 大変貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。行政報告の中での答弁の訂正をお願いしたいと思います。

行政報告の中で、髙橋議員から放射能とダイオキシン類測定結果の公表についての御質問があった際、私の答弁の中で放射能測定結果を関係市で公表していると答弁をしてしまったのですが、こういった測定結果の公表につきまして、水銀の結果のみを関係市に公表をお願いしているところでございまして、その他の測定結果についてはお願いをしていない状況でございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長(坂井かずひこ) 「日程第6、令和5年度柳泉園組合行政視察(案)について」 を議題といたします。

本件について、事務局より説明いたします。

○総務課長(米持譲) 令和5年度柳泉園組合行政視察につきまして御説明申し上げます。 令和5年度柳泉園組合行政施設(案)について、御覧ください。

1の施設視察目的ですが、当組合の不燃・粗大ごみ処理施設は昭和50年に竣工した施設で、老朽化が進む中、今後、施設の更新も視野に入れ、検討する必要がございます。そのため、不燃・粗大ごみ処理施設の施設運営の在り方等の参考とするため、先進施設を視察するものでございます。

2の視察先は、日野市クリーンセンターのプラスチック類資源化施設でございます。この施設は、令和2年3月に竣工し、一括回収したプラスチック類を処理する先進資源化施設でございます。

裏面になりますが、3の実施日及び行程でございますが、実施日は令和6年1月18日 (木曜日)でございます。行程は、貸切りバスにより、12時半に当組合を出発し、午後 1時30分過ぎから1時間半程度視察し、午後4時頃帰庁の予定でございます。なお、当 日の道路状況を考慮しても、遅くとも5時には帰庁を考えております。

4の参加人数は、記載のとおり23名を予定しております。

次ページ以降には、参考資料として視察先のパンフレットを添付しておりますので、御 参照いただければと思います。

なお、通知につきましては、日程が近づきましたら発送させていただきます。 説明は以上でございます。

○議長(坂井かずひこ) 以上で説明が終わりました。

これより、令和5年度柳泉園組合行政視察(案)についてに対する質疑を一括してお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂井かずひこ) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。令和5年度柳泉園組合行政施設(案)につきましては、ただいまの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂井かずひこ) 御異議なしと認めます。それでは、ただいま事務局より報告されたとおり、令和5年度柳泉園組合行政視察は、日程を令和6年1月18日(木曜日)とし、視察先は東京都日野市の日野市クリーンセンタープラスチック類資源化施設とすることに決しました。御参加のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和5年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 坂 井 かずひこ

議員髙橋和義

議員北村龍太